

施策：	01	子育て支援の推進	財務コード	01030201-06-221
基本事業：	07	子どもの権利保障の推進	担当部	こども部
基本事業の成果指標	子どもの人権に関する相談窓口を知っている市民の割合 子どもの人権を守るための施設入所対応率		担当課	こども政策課
			担当係	こども政策担当



事務事業が貢献すべき成果

計画年度	～		新規・継続	継続	会計区分	一般会計	実施計画			
1. 対象（誰、何に対して事業を行うのか）			2. 手段（事務事業の内容、やり方、手順）							
子ども・若者とその家庭			1. 計画の進捗状況の把握 ・第2期筑紫野市子ども・子育て支援事業計画について、次世代育成支援対策行動計画策定推進委員会および専門部会において議論し、進捗状況を把握しています。 ・進捗状況を子ども・子育て会議（市審議会）に諮った後、会議録を一般に公開します。審議会から意見があった場合などは、必要に応じて事業の見直しを行うよう各課に提案しています。 2. 子どもの権利の周知啓発 ・社会全体として子ども・子育て家庭を支援していくことを目指し、市子ども条例、ヤングケアラーなど、子どもの権利について周知啓発を行っています。 【根拠法】子ども・子育て支援法、筑紫野市子ども条例ほか 【補助金】なし							
3. 意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）										
外部識者を含めた関係各課等との連携を図り、計画を効果的に推進していくことで、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援しています。										
4. 成果（簡易評価は未記入）										
成果指標名称		単位	05年度 実績	06年度 実績	07年度 当初	08年度 要求	09年度 計画	10年度 計画	目標	
事業の達成状況が100%の割合		%	66.9	68.2	68.2	68.2			100	
子ども条例周知・啓発実施件数		件	10	14	10	10			7	
5. コスト										
事業費		計	千円	178	408	541	577			
		国	千円	0	0	0	0			
		県	千円	0	0	0	0			
		地方債	千円	0	0	0	0			
		その他	千円	0	0	0	0			
一般	千円	178	408	541	577					
正職員人工数		人工	0.2	0.7	1.4					
正職員人件費		千円	1,563	5,616	11,733					
トータルコスト(事業費+正職員人件費)		千円	1,741	6,024	12,274	577				
6. 成果状況及びコメント（簡易評価は未記入）										
あがっている	<現状> 計画で記載されている事業について、関係各課で取り組みを進めており、達成状況の割合は上昇の傾向にあります。（R3：57.8%、R4：66.7%、R5：66.9%、R6：68.2%） <原因> コロナ5類移行により、各課の事業が十分に実施できるようになったことから、割合上昇につながったものと考えられます。 <課題> 関係各課で取り組まれている事業の見直しも含めて「子ども・子育て会議」等で議論し各課で検討をしていくように提起していきます。 令和7年度からは市こども計画を策定し、体系を改めたため、改めて成果指標の見直しを行います。									
どちらかといえばあがっている										
あがっていない（停滞・低下）										
7. 評価及びコメント（簡易評価は未記入）										
対象動向	維持	類似事業	なし	・各種関係機関等で構成された、子ども・子育て会議を開催し、幅広い意見を聞くことにより、各種の子育て支援事業について検証を実施しています。 ・市内全小中学校児童全員にチラシを配布した他、こども家庭課と共に教職員研修を行うなど、子どもの権利の啓発を行っています。 ・こども家庭庁によるこども大綱などにより子ども・若者の意見表明が重視されており、今後、啓発に取り組む必要があります。						
手段効率化余地	なし	コスト削減余地	なし							
公的関与	妥当性がある	受益者負担	余地なし							
上位貢献度	影響度は中	業務推進課題	なし							
成果向上余地	中程度									
8. 改善改革案（簡易評価は必要な場合のみ記入）						改善方向性	維持	見直し	廃止	事業終了
改革案/期待する成果/必要性/推進スケジュール/必要な費用（維持/事業終了の場合は記入する必要なし）										
令和7年3月に市こども計画を策定した。今後は、子どもの居場所づくり、子どもの貧困対策、若者の育成支援などの新たな課題に取り組んでいきます。 また、令和7年度からは、会議の名称を「こども計画策定推進委員会」に改めるとともに、成果指標（意図）を見直します。				市こども計画は、以下の法定計画として位置づけしています。 こども基本法第10条、次世代育成支援対策推進法第8条、子ども・子育て支援法第61条、子ども・若者育成支援推進法第9条、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条、筑紫野市子ども条例第10条 他、育成医療基本方針、ひとり親家庭の自立促進を内包						
事業開始背景及び現在の環境変化（市民・議会等の要望）				備考・特記事項 or 進行管理欄						
平成16年度 次世代育成支援行動計画策定 平成21年度 第2期次世代育成支援行動計画策定 平成26年度 子ども・子育て支援事業計画策定 令和元年度 第2期子ども・子育て支援事業計画策定 令和6年度 こども計画(第3期子ども・子育て支援事業計画)策定				成果指標を「事業の達成状況が100%の割合」に変更し、各課で実施している事業について、可能な限り数値化するように働きかけています。 令和7年度からは市こども計画を策定したため、成果指標は改めて見直しを行います。						